平成２５年（フ）第５６７号
愛知県愛知郡東郷町和合ケ丘２丁目16番地21
債務者　鈴木友康こと　李　　友康
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　　彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５４４号
大阪府門真市寿町８番６号
債務者　菅田　晴正
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷澤　英毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月11日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１５号
大阪府富田林市高辺台３丁目４番57―402号
債務者　手島　　学
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小池　康弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４２号
岐阜県高山市旭ヶ丘町121番地
債務者　長尾　典男
1　決定年月日時　平成25年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪下　六代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月17日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第１１９号
埼玉県本庄市小島南３丁目９番13号
債務者　岡本　京子
1　決定年月日時　平成25年４月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野口　英明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月16日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１５０７号
大阪市淀川区三津屋北２丁目15番45―701号、前住所大阪市淀川区三津屋北２丁目21番13号
債務者　蔵満　正樹
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南石　知哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月16日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６５号
札幌市北区北33条西11丁目１番17号
債務者　朝倉　正和
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　博和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月10日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６６号
札幌市北区北33条西11丁目１番17号
債務者　朝倉千鶴子
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　博和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月10日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３６号
長野県上田市富士山1625番地９
債務者　高橋　隆之
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　織　　英子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月17日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第３７号
長野県上田市本郷774番地25
債務者　竹内きよ子
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　織　　英子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月17日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第３００号
京都府城陽市市辺南垣内70番地の１
債務者　中島　良和
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤進一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１７６号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字梅ノ木原49番地の１
債務者　前田　安夫
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺前　愛子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６９号
広島県福山市北吉津町３丁目１番25―1210号、旧住所広島県福山市北吉津町３丁目14番９号
債務者　毎熊　　徹
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田　直子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月12日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第３３号
長崎県佐世保市鹿子前町956番地39　パークサイド鹿子前204号室、住民票上の住所長崎県長崎市昭和２丁目２番15号
債務者　中村　　聡
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小原　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１０号
栃木県真岡市並木町３丁目20番地８
債務者　市瀬　　均
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　峰明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２５年（フ）第１２号
長野県佐久市新子田1973番地２　新栄ビル302
債務者　土屋　雅昭
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川島　利夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第１４号
長野県佐久市協和7177番地２
債務者　比田井和久
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木角　一夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
長野地方裁判所佐久支部